

経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水下水第51号令和6年4月1日)に基づき、交付要件になる業績目標と経費回収率の向上へのロードマップを以下に示します。

■国交省通知

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について
(令和6年4月1日 国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長より)

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を経営戦略に記載すること。また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

①経営健全化に関する目標年限及び定量的な業績指標

経営健全化に関する目標年限は、本経営戦略の計画期間の最終年度である令和17(2035)年度とします。また、経営健全化に関する定量的な業績指標を、「経費回収率」、「経常収支比率」とし、目標年限までの各業績指標を次項のとおり設定します。

■社会資本整備総合交付金の交付要件について

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3.①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3.②a関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
(例:令和〇年度までに経費回収率を〇%に向上させるため令和〇年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、**継続して実施している旨記載**
(例:令和〇年度から継続して～を実施している)

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3.②b関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
(例:令和〇年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、**継続して実施している旨記載**
(例:令和〇年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1

引用：全国下水道主管課長会議 「本編・管理企画指導室」(令和5年4月24日)開催資料 より

■定量的な業務指標 *令和9年度の使用料改定を見込みます。

経費回収率	R5 現状値 (2023)	R11 中間値 (2029)	R17目標値 (2035)
現状維持	88.72%	79.00%	74.00%
パターン①(10%改定)	88.72%	86.00%	82.00%
パターン②(20%改定)	88.72%	94.00%	89.00%

経常収支比率	R5 現状値 (2023)	R11 中間値 (2029)	R17目標値 (2035)
現状維持	120.35%	106.06%	108.49%
パターン①(10%改定)	120.35%	106.06%	108.49%
パターン②(20%改定)	120.35%	106.06%	108.49%

■以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならない。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/m³未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

本戦略では、投資財政計画の結果、経営健全化に向けて、令和 9（2027）年度に下水道使用料の在り方について有識者や関係機関と検討していきます。

以下に今後のロードマップを示します。

経費回収率向上へのロードマップ

年度	接続率向上に向けた 広報・啓発活動	収益確保の活動	経費削減の活動	経営戦略改定	
令和7(2025)年度	↓	使用料改定の協議・検討	↓		
令和8(2026)年度		使用料改定の協議・検討			
令和9(2027)年度		使用料改定			
令和10(2028)年度		効果検証			
令和11(2029)年度		効果検証			経営戦略改定
令和12(2030)年度		効果検証			
令和13(2031)年度		使用料改定の協議・検討			
令和14(2032)年度		使用料改定の協議・検討			
令和15(2033)年度		効果検証			
令和16(2034)年度		効果検証			経営戦略改定

②収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

収入の増加については、下水道使用料改定は実施の可否を含めて検討し、実施する場合は、令和 9（2027）年度とし、目標値の達成と継続を目指します。

③収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し

本戦略の計画期間内においては、少なくとも 5 年に 1 度、収支実績の確認を行うとともに、業績目標の達成状況や収支見通しの乖離状況を検証するものとします。

その検証により、必要に応じて投資財政計画の見直しや下水道使用料改定の必要性について検討を行います。

本経営戦略期間内の投資財政計画は、今後の収支構造が厳しい状況に直面しているため、PDCA サイクルに基づき、適切な進捗管理を行いつつ、10 年後の目標年次に向けて継続的な取り組みを行っていきます。